

新旧条文対照表

新	旧
<p>第43条 (略)</p> <p><u>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</u></p> <p>附 則 この規約は、令和4年1月1日から施行する。</p>	<p>第43条 (略)</p>